

**第10期定時株主総会招集ご通知に際しての
電子提供措置事項**

**第10期
(2025年1月1日から2025年12月31日まで)**

■連結計算書類

連結注記表

■計算書類

個別注記表

■株主総会参考書類「第1号議案 合併契約承認の件」

株式会社エスクリの最終事業年度に係る計算書類等の内容

株式会社ノバレーゼ

上記の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面への記載を省略しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結計算書類の作成基準

当社およびその子会社（以下「当社グループ」という。）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。また、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。なお、当社グループは、2019年12月31日に終了する連結会計年度にIFRSを初めて適用し、IFRSへの移行日は2018年1月1日としております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数および連結子会社の名称

連結子会社の数

10社

連結子会社の名称

株式会社タイムレス
株式会社MARRY MARBLE
株式会社花乃店千樹園
株式会社ブロスダイニング
株式会社アンドユー
株式会社Do
株式会社LURRA
ISLAND LABEL HAWAII, INC.
KAILA TOURS LLC
NOVARESE VIETNAM CO., LTD

(3) 連結の範囲の変更

NOVARESE VIETNAM CO., LTDは新規設立のため、当連結会計年度より連結の範囲に含めておりません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ISLAND LABEL HAWAII, INC.およびKAILA TOURS LLCの決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(5)持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数および会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 2社

関連会社の名称	株式会社ホロニック
	株式会社ブライト

(6)会計方針に関する事項

1) 連結の基礎

①子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していると判断しております。

子会社の計算書類は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結の対象に含めております。

子会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該子会社の計算書類に調整を加えております。当社グループ間の債権債務残高および内部取引高、ならびに当社グループ間の取引から発生した未実現損益は、連結計算書類の作成に際して消去しております。

子会社の包括利益については、非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者と非支配持分に帰属させております。

子会社持分を一部処分した際、支配が継続する場合には、非支配持分の調整額と対価の公正価値との差額は、親会社の所有者に帰属する持分として資本に直接認識されております。

支配を喪失した場合には、支配の喪失から生じた利得または損失は純損益で認識しております。

②関連会社

関連会社とは、当社グループが当該企業に対し、財務および営業の方針に重要な影響力を有しているものの、支配または共同支配をしていない企業をいいます。当社グループが他の企業の議決権の20%以上50%以下を保有する場合、当社グループは当該他の企業に対して重要な影響力を有していると推定されます。

関連会社については、当社グループが重要な影響力を有することとなった日から重要な影響力を喪失する日まで、持分法によって会計処理しております。関連会社に対する投資には、取得に際して認識されたのれん(減損損失累計額控除後)が含まれております。

関連会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該関連会社の計算書類に調整を加えております。

持分法適用会社との取引から生じた未実現利益は、被投資企業に対する当社持分を上限として投資から控除しております。未実現損失は、減損が生じている証拠がない限り、未実現利益と同様の方法で投資から控

除しております。

2) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、取得日時点で移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額、および段階取得の場合には取得日以前に保有していた被取得企業の資本持分の取得日公正価値の合計額として測定されます。取得対価が識別可能な資産および負債の公正価値を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において純損益として計上しております。

非支配持分を公正価値で測定するか、または識別可能な純資産の認識金額の比例持分で測定するかについては、企業結合ごとに選択しております。

仲介手数料、弁護士費用、デュー・デリジェンス費用等の、企業結合に関連して発生する取引費用は、発生時に費用処理しております。

共通支配下における企業結合取引、すなわち、すべての結合企業または結合事業が最終的に企業結合の前後で同じ当事者によって支配され、その支配が一時的なものではない企業結合取引については、帳簿価額に基づき会計処理しております。

3) 外貨換算

①外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産および負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

公正価値で測定する外貨建非貨幣性資産および負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。取得原価で測定している外貨建非貨幣性項目は、取得時における為替レートで機能通貨に換算しております。

換算または決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。

②在外営業活動体の計算書類

在外営業活動体の資産および負債については期末日の為替レート、収益および費用については為替レートに著しい変動がある場合を除き平均為替レートを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の計算書類の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の処分時には、その他の包括利益に認識され資本に累積されていた在外営業活動体の換算差額は、処分による利得または損失が認識される時に資本から純損益に振り替えております。

4) 金融商品

①金融資産

(i) 当初認識および測定

当社グループは、金融資産について、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。

・金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識しております。

償却原価で測定する金融資産（重大な金融要素を含まない営業債権を除く）は、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引費用を加算して測定しております。なお、重大な金融要素を含まない営業債権は取引価格で当初測定しております。

(ii) 事後測定

償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法に基づき算定した総額の帳簿価額から損失評価引当金を控除した償却原価で測定しております。

実効金利法による利息収益および認識が中止された場合の利得および損失については、金融収益または金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

(iii) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、または当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する取引において、契約上のキャッシュ・フローを受け取る権利を移転する場合、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産および関連する負債を認識いたします。

(iv) 金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する損失評価引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を損失評価引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を損失評価引当金として認識しております。ただし、重大な金融要素を含まない営業債権につきましては、常に全期間の予想信用損失と等しい金額を損失評価引当金として認識しております。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

著しい景気変動等の影響を受ける場合には、上記により測定された予想信用損失に、必要な調整を行うこととしております。当該測定に係る金額は、純損益として認識しております。減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生した場合は、減損損失の減少額を純損益として戻し入れております。

②金融負債

(i) 当初認識および測定

当社グループは、金融負債については償却原価で測定する金融負債に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

(ii) 事後測定

償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。

実効金利法による利息費用および認識が中止された場合の利得および損失については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

(iii) 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、または失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

(iv) 認識の中止を伴わない金融負債の条件変更

金融負債が条件変更または交換されたが当該金融負債の認識の中止が生じない（すなわち大幅でない）場合には条件変更による利得または損失を、金融収益または金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の

変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

6) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価および見積販売費用を控除した額であります。原価は、主として先入先出法に基づいて算定しており、購入原価、加工費および現在の場所および状態に至るまでに要したすべての費用を含んでおります。

7) 有形固定資産（使用権資産を除く）

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去および土地の原状回復費用が含まれております。

土地および建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 1～50年
- ・機械装置及び運搬具 5～16年
- ・レンタル衣裳 2～8年
- ・工具、器具及び備品 2～15年

なお、見積耐用年数、残存価額および減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

取得後の支出は、その支出に関連する将来の経済的便益が当社グループにもたらされる可能性が高い場合にのみ資産計上しております。

8) のれんおよび無形資産

①のれん

当初認識時におけるのれんの測定は、会計上の見積りに関する注記「(1)非金融資産の減損」に記載しております。

のれんの償却は行わず、每期および減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

②その他の無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定されます。

のれん以外の無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用

年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しております。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ソフトウェア 5年

なお、見積耐用年数、残存価額および償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

事後的な支出は、その支出に関連する特定の資産に伴う将来の経済的便益を増加させる場合のみ資産計上しております。自己創設ののれんおよびブランドを含むその他の支出は、全て発生時に費用として認識しております。

9) リース

契約の開始時に、当社グループは契約がリースであるか、またはリースを含んでいるかを判定しております。契約により、特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合に、当該契約はリースであるか、またはリースを含んでいることとなります。契約により特定された資産の使用を支配する権利を移転するか否かを判定する際に、当社グループはIFRS第16号「リース」のリースの定義を用いております。

当社グループは、借手としてのリース取引について、リース開始日に、使用权資産を取得原価で、リース負債を未払リース料総額の現在価値で測定しております。

当初認識後の使用权資産は、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

リース負債は、リース負債に係る金利、支払われたリース料および該当する場合にはリース負債の見直しまたはリースの条件変更を反映する金額で事後測定しております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リースについては、使用权資産およびリース負債を認識せず、リース料総額をリース期間にわたって、定額法または他の規則的な基礎のいずれかにより認識しております。

10) 非金融資産の減損

棚卸資産および繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれんおよび耐用年数を確定できない、または未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産または資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値および当該資産または資金生成単位の固有のリスクに関する現在の市場の評価を反映した税引前割引率を用いて現在価値に割引いております。

資金生成単位については、継続的な使用により他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の識別可能な資産グループとしております。のれんの資金生成単位については、企業結合のシナジーが得られると期待され、内部報告目的で管理される単位に基づき決定し、集約前の事業セグメントの範囲内となっております。

全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を算定して判断しております。

減損損失は、資産または資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに関連する減損損失は戻入れておりません。その他の資産について、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少または消滅を示す兆候の有無を評価しております。減損の戻入れの兆候がある資産または資金生成単位については、回収可能価額を見積り、回収可能価額が帳簿価額を上回る場合に減損損失を戻入れております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費および償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻入れております。

11) 株式に基づく報酬

当社は、取締役、執行役員および一部の従業員に対するインセンティブ制度として、以下の持分決済型および現金決済型の株式報酬制度を採用しております。

①ストック・オプション制度

ストック・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として連結損益計算書において認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、モンテカルロ・シミュレーションを用いて算定しております。

②譲渡制限付株式報酬制度

譲渡制限付株式報酬に係る受領したサービスの対価は、付与日における当社株式の公正価値で測定しており、付与日から権利確定期間にわたって定額法により費用として認識し、同額を資本の増加として認識しております。

12) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的または推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値および当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

13) 収益

当社および連結子会社は、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財またはサービスを顧客に移転することにより、履行義務を充足した時点で売上収益を認識しております。売上収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引等を控除した金額（取引価格）で測定しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（または充足するにつれて）収益を認識する。

また、主な財またはサービスごとの収益の認識時点は、「8. 収益認識に関する注記(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報」をご参照ください。

14) 政府補助金

政府補助金は、補助交付のための付帯条件を満たし、補助金を受領することについて合理的な保証が得られた時に認識しております。収益に関する政府補助金は、補助金により保証される費用が認識される期間にわたって、純損益として認識しております。純損益として認識された補助金は、控除することが可能な場合は関連する費用から控除しております。資産の取得に対する政府補助金は、繰延収益として認識し、関連資産の耐用年数にわたり定期的に純損益に認識しております。

15) 法人所得税

法人所得税費用は、当期税金および繰延税金から構成されております。これらは、その他の包括利益または資本に直接認識される項目から生じる場合、および企業結合から生じる場合を除き、純損益として認識しております。

当期税金は、税務当局に対する納付または税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額の算定に使用する税率および税法は、期末日までに制定または実質的に制定されているものであります。

繰延税金は、期末日における資産および負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との差額である一時差異、繰越欠損金および繰越税額控除に対して認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産および負債を計上しておりません。

- ・のれんの当初認識から生じる一時差異

- ・企業結合取引を除く、会計上の利益にも税務上の課税所得（欠損金）にも影響を与えない取引によって発生する資産および負債の当初認識により生じる一時差異

- ・子会社、関連会社に対する投資に係る将来減算一時差異に関しては、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合、または当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が低い場合

- ・子会社、関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異に関しては、一時差異の解消する時期をコント

ロールすることができ、予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金負債は原則としてすべての将来加算一時差異について認識され、繰延税金資産は将来減算一時差異を使用できるだけの課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異について認識しております。

繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の全額または一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は毎期見直され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識しております。

繰延税金資産および負債は、期末日において制定されている、または実質的に制定されている税率および税法に基づいて、資産が実現する期間または負債が決済される期間に適用されると予想される税率および税法によって測定しております。

繰延税金資産および負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合または別々の納税主体であるものの当期税金負債と当期税金資産とを純額で決済するか、あるいは資産の実現と負債の決済を同時に行うことを意図している場合に相殺しております。

16) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期損益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり当期利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

本連結計算書類において適用する重要な会計方針は、以下を除き、前連結会計年度の連結計算書類において適用した会計方針と同一であります。

当社グループは、当連結会計年度より、以下の基準を適用しております。

IFRS		新設・改訂の概要
IAS第21号	外国為替レート変動の影響	通貨が他の通貨と交換可能でない場合の要求事項の明確化

上記基準の適用による連結計算書類に与える重要な影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の金額に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積りおよびその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間およびそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った連結計算書類の金額に重要な影響を与える判断および見積りは以下のとおりであります。

(1)非金融資産の減損

当連結会計年度において、有形固定資産および無形資産の減損に関する見積りを行っております。また、のれんについては毎期および減損の兆候がある場合には随時、減損テストを実施しております。

主要な仮定である将来の受注組数または1組あたりのゲスト数が計画を大幅に下回った場合には、翌連結会計年度以降の計算書類において、減損損失を計上する可能性があります。

非金融資産の回収可能価額の算定方法、主要な仮定および金額は下記のとおりです。

①算定方法

固定資産の減損会計を適用するにあたっては、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として拠点を基礎として資産のグルーピングを行っております（資金生成単位）。これらのうち減損の兆候がある拠点の資金生成単位について、帳簿価額と回収可能価額を比較し、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、減損テストを行う際には、関連するリース負債を資金生成単位の帳簿価額から控除しております。

のれんについては、のれんを含まない各資金生成単位において算定された減損損失控除前の帳簿価額にのれんの帳簿価額を加えた金額と、より大きな単位から得られる回収可能価額とを比較し、回収可能価額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

②主要な仮定

回収可能価額の見積りは中期の事業計画を基礎に算出しており、事業計画の主要な仮定は、以下のとおりであります。

- ・ブライダル事業においては、将来の受注組数および1組あたりのゲスト数
- ・レストラン特化型事業においては、売上高

③有形固定資産および無形資産、ならびにのれんの金額

1) 有形固定資産および無形資産の金額

固定資産の帳簿価額のうち、減損の兆候のある拠点のセグメント別金額は以下のとおりであります。減損損失は、売上原価および販売費及び一般管理費に含まれております。なお、減損損失の金額は、「5. 連結損益計算書に関する注記 減損損失」をご参照ください。

	資金生成単位
	当連結会計年度 (2025年12月31日)
ブライダル事業	1,652,823
レストラン特化型事業	151,518
合計	1,804,342

2) のれんの金額

企業結合で生じたのれんは、取得日に企業結合から利益がもたらされる資金生成単位に配分しております。のれんの帳簿価額のセグメント別内訳は以下のとおりであります。なお、減損損失は計上しておりません。

	のれん
	当連結会計年度 (2025年12月31日)
ブライダル事業	11,203,452
レストラン特化型事業	—
合計	11,203,452

(2)繰延税金資産の回収の可能性

当社グループは、繰延税金資産については、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。

繰延税金資産の認識に際しては、課税所得が生じる可能性の判断において、将来獲得しうる課税所得の時期および金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

課税所得が生じる時期および金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

繰延税金資産の算定方法、主要な仮定および金額は下記のとおりです。

①算出方法

将来減算一時差異等に対して、将来の収益力に基づく課税所得およびタックス・プランニング等に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。将来の課税所得の見積りは中期の事業計画およびタッ

クス・プランニングを基礎としております。

②主要な仮定

将来の課税所得の見積りの基礎となる中期の事業計画の主要な仮定は、以下のとおりであります。

- ・ブライダル事業においては、受注組数および1組あたりのゲスト数
- ・レストラン特化型事業においては、売上高

③繰延税金資産の金額

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額は下記のとおりです。

繰延税金資産	4,603,270千円
繰延税金負債	△2,288,881千円
繰延税金資産（純額）	2,314,389千円

4. 連結財政状態計算書に関する注記

(1)担保に供している資産および担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	1,416,339千円
土地	1,563,218千円

② 担保に係る債務

借入金（流動負債）	2,688,121千円
借入金（非流動負債）	6,427,924千円

(2)有形固定資産の減価償却累計額 14,401,272千円

(3)財務制限条項

当連結会計年度末における短期借入金1,788,328千円、1年内返済予定の長期借入金1,289,069千円、長期借入金4,558,456千円については、以下のとおり財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、貸付人の合意に基づく借入人に対する通知により、借入人は、当該借入金の全てにつき期限の利益を失い、借入人は、直ちに元本、利息その他関連契約に基づき借入人が支払義務を負担するもの全額を弁済しなければならないことになっております。

①純資産

各決算期末の借入人の連結財政状態計算書上の資本合計の金額を、直前の各決算期末の借入人の連結財政状態計算書上の資本合計の金額の75%以上に維持すること。

②利益維持

各決算期末における借入人の連結損益計算書上の営業利益または当期利益のいずれか一つでも赤字となる状態を生じさせないこと。

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、以下の資産について減損損失を計上しました。

これらの減損損失は連結損益計算書の「売上原価」および「販売費及び一般管理費」に計上しております。

対象会社	場所	セグメント	用途	種類	金額 (千円)
株式会社 ノバレーゼ	熊本モノリス (熊本市南区)	ブライダル 事業	挙式・披露宴 会場	建物及び構築物	125,286
				使用権資産	58,367
				工具、器具及び備品	2,475
				その他固定資産	448
合計				小計	186,577
					186,577

減損損失の測定方法については、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(6)会計方針に関する事項10)非金融資産の減損」をご参照ください。

6. 連結持分変動計算書に関する注記

(1)当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 25,073,094株

(2)新株予約権に関する事項

当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数

普通株式 1,573,400株

7. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

1) 資本管理

当社グループは、持続的な成長を通じて、企業価値を最大化することを目指して資本管理をしております。

当社グループが資本管理において用いる主な指標は、ネット有利子負債（有利子負債の金額から現金及び現金同等物を控除したもの）であります。

当社グループのネット有利子負債は以下のとおりであります。

当連結会計年度

(2025年12月31日)

有利子負債（千円）	19,458,417
現金及び現金同等物（千円）	3,417,902
ネット有利子負債（差引）（千円）	16,040,515

これらの指標については、経営者に定期的に報告され、モニタリングしております。

なお、当社グループの主要な借入金について、資本に関する規制を含む財務制限条項が付されており、当連結会計年度において当該財務制限条項を遵守しております。当該財務制限条項に抵触した場合には、貸付人の請求によって契約上の期限の利益を失い、ただちに債務の弁済をしなければなりません。財務制限条項については、「4. 連結財政状態計算書に関する注記(3)財務制限条項」に記載しております。

2) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・金利リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。

3) 信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社グループの主要な営業取引については現金取引かつ前受にて代金を回収しており、信用リスクは僅少のため、損失評価引当金の期首残高から期末残高への調整表、信用リスクエクスポージャーの開示は行っておりません。

一部の掛取引については、与信管理規程等に基づいて、取引先に対して与信限度額を設定し管理しております。

また、当社グループの大部分の店舗につき賃貸借契約に基づく賃借を行っており、差入保証金は取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況を把握する体制を構築しており、信用リスクは僅少であると判断しております。

金融資産については、連結計算書類に表示されている減損後の帳簿価額が当社グループの信用リスクに係る最大エクスポージャーとなります。

当社グループは、過度に集中した信用リスクのエクスポージャーを有していません。当社グループは、上記の金融資産について、回収可能性や信用リスクの著しい増加等を考慮のうえ、将来の予想信用損失を測定し、損失評価引当金を計上しております。信用リスクが著しく増加しているか否かは、債務不履行発生リス

クの変動に基づいて判断しており、その判断にあたっては、取引先の経営成績の悪化や、期日経過情報等を考慮しております。金融資産の全部または一部について回収ができず、または回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行とみなしております。損失評価引当金は、全期間の予想信用損失を金融商品の種類ごとに、また、必要がある場合には取引先の信用リスクの性質によって更なる細分化が必要かどうかを検討したうえで、集散的に測定しておりますが、期待将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える以下のような事象等が発生した場合は、信用減損している金融資産として個別債権ごとに予想信用損失を測定しております。

- ・取引先の深刻な財政困難
- ・債権の回収不能や、再三の督促に対する回収遅延
- ・取引先が破産やその他財政再建が必要な状態に陥る可能性の増加

また、あらゆる回収手段を講じても金融資産が回収不能であると合理的に判断される場合は、金融資産の帳簿価額を直接償却しております。予想信用損失の測定方法については、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(6)会計方針に関する事項4)金融商品①金融資産 (iv) 金融資産の減損」をご参照ください。当報告期間中に見積技法または重要な仮定の変更はありません。

4) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払いを実行できなくなるリスクであります。

当社グループは主に借入金により資金を調達しておりますが、資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。また、取引金融機関とコミットメントライン契約を締結することにより、流動性リスクの低減を図っております。

5) 金利リスク管理

当社グループの借入金のほとんどについては変動金利であるため、市場金利の変動リスクに晒されております。

当社グループでは、市場金利の動向を常時モニタリングし、損益に与える影響を試算しております。

(2)金融商品の公正価値

1) 公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定する金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：企業が測定日現在でアクセスできる同一の資産または負債に関する活発な市場における（無調整の）相場価格

レベル2：資産または負債について直接または間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1に含まれる相場価格以外のもの

レベル3：資産または負債についての観察可能でないインプット

2) 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務(割賦未払金を除く))
短期間で決済されるため、帳簿価額は公正価値に近似しております。

(その他の金融資産)

償却原価で測定する金融資産は、主として貸付金および差入保証金により構成されており、これらの公正価値については、元利金の合計額を、新規に同様の貸付および差し入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。その他については、帳簿価額は公正価値に近似しております。

(借入金)

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しており、帳簿価額は公正価値に近似しております。また、固定金利による借入金の公正価値は残存期間における元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(営業債務及びその他の債務(割賦未払金)、その他の金融負債)

償却原価で測定される営業債務及びその他の債務(割賦未払金)およびその他の金融負債は、割賦未払金により構成されており、公正価値については、元利金の合計額を、新規に同様の契約条件で借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

3) 償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。

	当連結会計年度	
	(2025年12月31日)	
	帳簿価額	公正価値
	千円	千円
償却原価で測定する金融資産		
貸付金	67,640	68,070
差入保証金	1,082,069	924,610
合計	1,149,709	992,680

	当連結会計年度	
	(2025年12月31日)	
	帳簿価額	公正価値
	千円	千円
償却原価で測定する金融負債		
借入金	12,371,475	12,882,426
割賦未払金 (営業債務及びその他の債務)	106,541	116,388
割賦未払金 (非流動負債・その他の金融負債)	503,877	504,219
合計	12,981,894	13,503,034

- (注) 1. 貸付金、差入保証金はレベル3、借入金、割賦未払金の公正価値はレベル2に分類しております。
2. 上記以外の償却原価で測定する金融資産および金融負債については、帳簿価額と近似しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財またはサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

財またはサービス	報告セグメント		合計
	ブライダル	レストラン特化型	
婚礼プロデュース	9,965,434	－	9,965,434
婚礼衣装	3,790,926	－	3,790,926
レストラン	6,708,502	1,575,023	8,283,525
婚礼飲食	5,005,748	－	5,005,748
宴会・一般飲食	1,702,753	1,575,023	3,277,776
顧客との契約から生じる収益	20,464,862	1,575,023	22,039,886

(注)顧客との契約から生じる収益は、外部顧客への売上収益で表示しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

① 婚礼プロデュース事業

婚礼プロデュースにおける婚礼プロデュース売上収益は、挙式・披露宴の企画立案、運営に基づく売上であります。

婚礼プロデュースの履行義務は「挙式・披露宴の施行」であります。履行義務は挙式日に充足するため、挙式日時点で収益を認識しております。また取引の対価については、履行義務の充足前である契約時に前受けする形で受領しております。

② 婚礼衣装事業

婚礼衣装における婚礼衣装売上収益は、衣装のレンタルおよび販売に基づく売上であります。

婚礼衣装の履行義務は「衣装の貸与」および「衣装の販売」であります。履行義務は衣装の貸与日、もしくは衣装の引渡し時点で充足するため、衣装の貸与日、もしくは衣装の引渡し時点で収益を認識しております。また取引の対価については、履行義務の充足前である契約時に前受けする形で受領しております。

③ レストラン事業（婚礼飲食および宴会・一般飲食）

ブライダル事業のレストランにおける婚礼飲食売上収益は、挙式・披露宴に係る飲食売上であります。

ブライダル事業およびレストラン特化型事業のレストランにおける宴会・一般飲食売上収益は、宴会および一般飲食（ランチ・ディナー）に係る飲食売上であります。

レストランの履行義務は「飲食の提供」であります。履行義務は飲食の提供日に充足するため、飲食の提供時点で収益を認識しております。なお、婚礼飲食の提供日は挙式日であるため、挙式日に収益を認識しております。また取引の対価については、ブライダル事業のレストランは履行義務の充足前である契約時に前受けする形で受領しており、レストラン特化型事業のレストランは履行義務の充足時点である各月末時点か

ら概ね1カ月以内に支払いを受けております。

(3)当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、サービスの提供および商品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結財政状態計算書上、流動負債に計上しております。

顧客との契約から生じた債権および契約負債は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	
売掛金	466,649
契約負債	1,351,051

契約負債は、契約成立時に顧客から受け取った前受対価であり、履行義務を充足するまで契約負債として認識されます。当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額は1,199,557千円であります。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足または部分的に充足した履行義務から認識した収益は該当ありません。

9. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結財政状態計算書に計上しているもの

(1)当該資産除去債務の概要

挙式・披露宴会場等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。また、資産除去債務は連結財政状態計算書の「引当金」に計上しております。

(2)当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から1年～20年と見積り、割引率は0%～2.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3)当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

期首残高	1,342,462
有形固定資産の取得に伴う増加額	9,739
時の経過による調整額	7,391
期末残高	1,359,593

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社所有者帰属持分	403円19銭
(2) 基本的1株当たり当期利益	50円16銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 追加情報

(株式会社エスクリの吸収合併)

当社は、2025年11月14日開催の取締役会において、当社及び株式会社エスクリ（以下「エスクリ」とい
い、当社と合わせて「両社」という。）が、両社の経営を両社対等の精神の下で統合すること（以下「本経
営統合」という。）を決議し、当社を吸収合併存続会社、エスクリを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以
下「本合併」という。）に係る合併契約を締結いたしました。

1. 取引の概要

(1) 合併当事者名称

（存続会社）名称：株式会社ノバレーゼ

（消滅会社）名称：株式会社エスクリ

(2) 合併契約締結日

2025年11月14日

(3) 本合併の効力発生日

2026年4月1日（予定）

(4) 本経営統合の方式

当社を吸収合併存続会社、エスクリを吸収合併消滅会社とする吸収合併の方式により実施いたします。

なお、当社の親会社である株式会社ティーケーピーは、2025年11月14日付で、その所有するエスクリA
種種類株式3,000株のうち2,000株について、エスクリA種種類株式に付された普通株式を対価とする取得
請求権を行使することにより、エスクリの普通株式9,969,852株の交付を受けた結果、その所有するエスク
リの普通株式の数が合計12,619,852株（総株主の議決権の数に対する割合：53.76%）となり、エスクリ
の親会社に該当することになりました。

(5)本経営統合に係る割当ての内容

	当社 (吸収合併存続会社)	エスクリ (吸収合併消滅会社)
当該組織再編に係る割当比率	1	0.558

(注) 1. 本合併に係る割当比率（以下「本合併比率」という。）

エスクリの株式1株に対して、当社の株式0.558株を割当て交付します。ただし、本合併の効力発生までに、現時点でエスクリが保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲（本合併の効力発生の直前時）の株式を消却することを予定しているため、エスクリが2025年6月30日時点で保有する自己株式278,065株については、本合併による株式の割当てがなされることは予定しておりません。

2. 本合併により交付する当社の株式数：普通株式13,100,884株（予定）

上記の交付株式数は、今後、エスクリの株主から株式買取請求権の行使がなされるなどして、本合併の効力発生の直前時までの間にエスクリの自己株式数の変動等が生じた場合には、修正される可能性があります。また、当社は、本合併により交付する株式数の全てを、新たに普通株式を発行することにより充当する予定です。

3. 単元未満株式の取扱い

本合併により当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することになるエスクリの株主の皆様におかれましては、当社に関する以下の制度をご利用いただくことができるほか、一部証券会社で取り扱っている単元未満株式での売買が可能です。なお、金融商品取引所市場においては単元未満株式を売買することはできません。

・単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、エスクリの単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対し、自己の保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

4. 1株に満たない端数の処理

本合併に伴い、当社の株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるエスクリの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、1株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

2. 会計処理の概要

本合併に関する会計処理については、IFRSに基づき会計処理を行う予定としております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

① 商品

婚礼衣裳

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出）を採用しております。

その他

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出）を採用しております。

② 原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	1年～41年
構築物	1年～20年
車両運搬具	5年～6年
レンタル衣裳	2年～8年
工具、器具及び備品	2年～15年

2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、のれんについては15年、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3)引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

3) 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用の発生に備えるため、翌事業年度に発生すると見込まれる額を計上しております。

4) 役員賞与引当金

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(4)収益および費用の計上基準

「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (6)会計方針に関する事項13) 収益」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

また、主な財またはサービスごとの収益の認識時点は、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記 (2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」をご参照ください。

(5)その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 追加情報

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

(1)権利確定条件付き有償新株予約権の概要

1) 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

種類	第1回新株予約権
付与日	2017年7月7日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役 3 当社子会社取締役 4
付与数(株)	1,546,800
権利行使期間	2017年7月7日から2027年7月6日
権利確定条件	当社の普通株式の1株当たりの価額が625円を上回る場合等、割当契約に定める諸条件の達成により権利行使可能となります。ただし、割当日から行使期間の最終日までの間において当社普通株式の1株当たりの価額が250円を一度でも下回った場合、本新株予約権は行使できないものとなっております。

(注) 2023年5月25日付で普通株式1株につき200株の割合とする株式分割による分割後の株式数に換算して記載しております。

2) 権利確定条件付き有償新株予約権の規模およびその変動状況

①ストック・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前(株)	
前事業年度末	1,813,400
付与	—
行使	—
失効	266,600
満期消滅	—
未確定残	1,546,800

②単価情報

権利行使価格(円)	250
行使時平均株価(円)	—

(2)採用している会計処理の概要

1) 権利確定日以前の会計処理

- ① 権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。
- ② 新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上しております。

2) 権利確定日後の会計処理

- ① 権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本へ振替を行います。
- ② 権利不行使による失効が生じた場合、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上します。この会計処理は、当該失効が確定した期に行います。

(株式会社エスクリの吸収合併)

当社は、2025年11月14日開催の取締役会において、当社及び株式会社エスクリが、両社の経営を両社対等の精神の下で統合することを決議し、当社を吸収合併存続会社、エスクリを吸収合併消滅会社とする吸収合併に係る合併契約を締結いたしました。

(1)取引の概要

「連結注記表 12. 追加情報」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(2)会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき会計処理を行います。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで区分掲記しておりました「支払手数料」（当事業年度は、8,386千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

固定資産の減損会計を適用するに当たっては、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として拠点を基礎とし

て資産のグルーピングを行っております。これらの固定資産の帳簿価額のうち、減損の兆候のある拠点のセグメント別金額は下記のとおりであります。なお、減損損失の金額は「6. 損益計算書に関する注記(2)減損損失」をご参照ください。

(単位：千円)

	固定資産
ブライダル事業	1,069,118
レストラン特化型事業	—
合計	1,069,118

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

固定資産のうち減損の兆候がある拠点の固定資産について、帳簿価額と割引前将来キャッシュ・フローの総額を比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

のれんについては、のれんを含まない各資産グループにおいて算定された減損損失控除前の帳簿価額にのれんの帳簿価額を加えた金額と、より大きな単位から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とを比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

② 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは中長期の事業計画を基礎に算出しており、事業計画の主要な仮定は、将来の受注組数および1組あたりのゲスト数であります。

③ 翌事業年度以降の計算書類に与える影響

主要な仮定である将来の受注組数または1組あたりのゲスト数が計画を大幅に下回った場合には、翌事業年度以降の計算書類において、減損損失を計上する可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1)担保に供している資産および担保に係る債務

1) 担保に供している資産

建物	1,434,066千円
土地	1,563,218千円

2) 担保に係る債務

短期借入金	1,000,000千円
1年内返済予定の長期借入金	1,728,920千円
長期借入金	6,478,349千円

(2)有形固定資産の減価償却累計額
9,622,219千円

(3)保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社 ブロスダイニング 252,144千円

(4)資産の額から直接控除している貸倒引当金の額

関係会社短期貸付金 267,604千円
流動資産（その他） 15,214千円

(5)関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 444,623千円
短期金銭債務 389,358千円

6. 損益計算書に関する注記

(1)関係会社との取引高

営業取引による取引高 3,646,029千円
営業取引以外の取引による取引高 241,190千円

(2)減損損失

当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額（千円）
熊本モノリス (熊本市南区)	事業用資産	建物	295,243
		構築物	46,254
		工具、器具及び備品	6,250
		その他固定資産	1,209
		小計	348,958
合計			348,958

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類および数

普通株式 558株

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(単位：千円)
賞与引当金	141,093
株主優待引当金	30,428
未払事業税	64,692
減価償却超過額	1,448,092
資産除去債務	465,975
関係会社株式評価損	135,063
固定資産評価差額	117,175
その他	164,206
繰延税金資産 小計	2,566,727
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△765,113
評価性引当額 小計	△765,113
繰延税金資産 合計	1,801,614

繰延税金負債	
資産除去債務	△143,327
固定資産評価差額	△217,340
繰延税金負債 計	△360,669
繰延税金資産の純額	1,440,945

(2)法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.6%
(調整)	
住民税均等割	1.0%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.1%
のれん償却額	38.3%
評価性引当額の増減	△149.9%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△5.9%
その他	△1.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>△92.4%</u>

(3)法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.6%から35.4%に変更し計算しております。この変更による影響は軽微であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 タイムレス	直接 100.0%	役員の兼任 婚礼事業の外注	引出物の仕入 (注2)	924,886	買掛金 未払金	93,716 4,519
	株式会社 MARRY MARBLE	直接 100.0%	役員の兼任 婚礼事業の外注	写真、映像 製作の外注 (注2)	1,181,598	買掛金	157,587
	株式会社 花乃店千樹園	直接 100.0%	役員の兼任 婚礼事業の外注	装花の外注 (注2)	739,227	買掛金 未払金	65,298 2,856
	株式会社D o	直接 100.0%	役員の兼任 広告宣伝の外注	広告宣伝の外注 (注2)	277,385	未払金	31,426
	株式会社 アンドユー	直接 100.0%	役員の兼任 婚礼衣装事業の 斡旋	参列衣裳の斡旋 (注2)	97,852	売掛金	9,906
	株式会社 LURRA	直接 100.0%	役員の兼任 旅行業の業務 委託	宿泊販売業務の 委託(注2)	6,918	未払金	993
	ISLAND LABEL HAWAII,INC.	直接 100.0%	役員の兼任 資金の貸付	利息の発生	6,770	関係会社 短期貸付金 (注3、4) 未収利息 (注3)	267,604 18,137
	NOVARESE VIETNAM CO.,LTD	直接 100.0%	役員の兼任 資本金の出資	—	—	未収入金	29,122
持分法 適用関 連会社	株式会社 ホロニック	直接 22.0%	役員の兼任 婚礼衣装の販売 婚礼商品の販売	婚礼商品の 販売(注2)	176,896	売掛金	15,574

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等

上記各社との取引については、両者協議のうえ、契約等に基づき決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

3. ISLAND LABEL HAWAII, INC.への関係会社短期貸付金および未収利息に対し、282,819千円の貸倒引当金を計上しております。

4. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は1年以内としております。

なお、担保は受け入れておりません。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記 (2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額	116円30銭
1株当たりの当期純利益	55円55銭

12. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

挙式・披露宴会場等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から3年～20年と見積り、割引率は0%～2.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

期首残高	1,303,037
有形固定資産の取得に伴う増加	6,220
時の経過による調整額	7,056
期末残高	1,316,314

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、ブライダルマーケットにおけるシェア拡大戦略を展開すべく、施設のスタイルにこだわらず、東京23区及び政令指定都市を中心とした利便性の高い場所で挙式・披露宴を運営する当社のほか、店舗・オフィスの設計施工、建築用コンテナの企画・販売・施工、建材・古材の販売など建築不動産に関するソリューションを提供し、またグループ内施設の内装工事を担う株式会社渋谷を主軸にグループ経営を推進する体制を強化し、連結業績の最大化に向け継続して取り組んでおります。

当連結会計年度の経営成績は、売上高26,179百万円（前期比1.7%減）、営業利益803百万円（前期比13.6%減）、経常利益700百万円（前期比16.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益314百万円（前期比49.3%減）となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

(ブライダル関連事業)

各アイテムのランクアップ提案を実施したことにより引き続き単価が堅調に推移しました。宴会、フォトウエディング、旅行等の結婚式以外の事業の売上は増加したものの、受注数の影響により施行数が減少し前年同期比では減収となり、ブライダル関連事業の売上高は20,950百万円（前期比5.4%減）、セグメント利益は1,165百万円（前期比17.9%減）となりました。

(建築不動産関連事業)

工事の取扱いが増加したことにより売上高が増加し、業績は前期を上回って推移しました。結果、建築不動産関連事業の売上高は5,229百万円（前期比16.6%増）、セグメント利益は330百万円（前期比14.5%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は553百万円であり、その主なものは、挙式・披露宴施設によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、設備資金及び運転資金として金融機関から2,007百万円の借入により資金調達をいたしました。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	第19期 (2022年3月期)	第20期 (2023年3月期)	第21期 (2024年3月期)	第22期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売 上 高 (千円)	22,242,375	24,129,054	26,639,348	26,179,324
営業利益又は営業損失(△) (千円)	△1,376,001	210,920	929,620	803,519
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△458,613	452,810	837,160	700,223
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	477,676	168,094	619,806	314,018
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	18.70	△4.21	23.67	1.04
純 資 産 (千円)	5,928,583	5,870,025	6,241,948	6,271,545
総 資 産 (千円)	24,584,551	22,985,116	23,199,751	21,329,848

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 澁 谷	80,000千円	100.0%	建 築 不 動 産 関 連 事 業

(6) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

区 分	主 な 事 業 内 容
ブライダル関連事業	挙式・披露宴の企画及び運営・宿泊サービス・宴会サービスの提供等
建築不動産関連事業	内外装工事の請負及び設計監理・不動産事業等

(7) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

- ① 当社
 本社 東京都中央区
 営業拠点



- ② 子会社
 ・株式会社渋谷 奈良県桜井市

(8) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数
ブ ラ イ ダ ル 関 連 事 業	682名 (276名)
建 築 不 動 産 関 連 事 業	51名 (1名)
全 社 (共 通)	22名 (9名)
合 計	755名 (286名)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数は常勤の就業人員数であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	194名 (69名)	18名	39.5歳	7.9年
女 性	510名 (216名)	28名	32.0歳	6.4年
合計又は平均	704名 (285名)	46名	34.0歳	6.8年

区 分	従 業 員 数
ブ ラ イ ダ ル 関 連 事 業	682名 (276名)
全 社 (共 通)	22名 (9名)
合 計	704名 (285名)

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数は常勤の就業人員数であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(9) 主要な借入先及び借入額（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,690,155千円
株式会社商工組合中央金庫	1,082,271千円
株式会社三菱UFJ銀行	918,011千円
株式会社みずほ銀行	714,600千円
株式会社広島銀行	449,580千円
株式会社千葉銀行	447,852千円

- (注) 1. 上記金額には、社債の未償還残高を含めております。
2. 当社及び当社グループにおいては、運転資金等の柔軟な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しておりますが、当該契約には一定の財務制限条項が付されております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。
- | | |
|--------------------------|-------------|
| 当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額 | 1,000,000千円 |
| 借入実行残高 | 200,000千円 |
| 差引額 | 800,000千円 |

(10) 対処すべき課題

当社グループの事業を取り巻く環境は、物価上昇や為替の変動等の影響により不透明な状況が続くと予想されます。また当社グループの主たる事業セグメントが属するブライダルマーケットについても、ターゲット顧客層としている結婚適齢期人口の減少、未婚率の上昇等の環境変化による急速な需要の減退により一段と競争が加速すると思われまます。そのような状況のなか、当社グループが顧客からの支持を着実に獲得し、中長期的な企業成長に向けた経営戦略を実行するために、以下のような課題に対処してまいります。

1. 人材の確保と育成

当社グループは、今後のさらなる事業拡大を目指す上で、優秀な人材の確保及びその人材の育成が重要な経営課題であると認識しております。人材確保においては、新卒採用及び中途採用を積極的に実施し、当社グループの経営方針に共感を持った早期に戦力化可能な人材の採用と、従業員のモチベーションを向上させる人事諸制度の構築が必要と考えております。特に、ブライダル関連事業における人材の育成については、接客に関するデータの定量的な分析に基づく課題抽出及び対策、高い接客力を有する人材の接客ノウハウの共有、定期的な社内研修等を実施することにより、顧客ニーズに的確に対応できる接客力を向上させてまいります。

2. ブライダル事業における新たな収益モデルの確立

当社グループは、直営施設の店出を今後もすすめてまいります。一方でこれまでのノウハウを活かしたブライダルマーケットにおける新たな収益モデルを確立することも重要な経営課題と認識しております。新型コロナウイルス感染症拡大に伴って自社開発したWEBツール「アニクリLive」や「アニクリWEBご祝儀」などをはじめとしたウエディング・テックサービスの拡大、発展に加え、装置産業型の投資回収を必要としないビジネスモデルの確立などを検討してまいります。

3. ブライダル事業以外の事業展開

当社グループは、ブライダル関連事業の売上比率が連結売上高の約8割を占めており、ブライダル関連事業の拡大と並行して、ブライダルに次ぐ事業の柱を育成することが必要であると認識しております。当社グループの創造力豊かなスタッフの力を最大限に活かして、業界研究や事業構造分析をすすめ、事業展開の可能性を検討してまいります。

4. 内部管理体制の充実

当社グループは、今後も企業の継続的な成長を実現していくために、事業規模の拡大に対応した内部管理体制の充実が不可欠であると認識しております。今後も事業規模の拡大に合わせ、管理部門の一層の強化による内部管理体制の整備に取り組んでまいります。

5. 感染症による影響に対する取り組み

感染症が発生した場合、多くの人が集まる挙式・披露宴は中止又は延期となることが考えられます。更に感染が拡大した場合、当社グループ施設を一時的に営業停止せざるを得ない状況となることが考えられ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

これらを踏まえ、感染症拡大防止及び従業員の安全を考慮し、感染症の流行期には出退勤時のマスク着用、手洗い等を義務づけ、各婚礼施設においては、各所への消毒用アルコールの常備、定期的な設備の清掃等、衛生管理の徹底に努めながら運営してまいります。

2. 株式の状況 (2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	普通株式	45,648,000株	
	A種種類株式	3,000株	
(2) 発行済株式の総数	普通株式	13,786,500株	(自己株式278,065株を含む)
	A種種類株式	3,000株	
(3) 株主数	普通株式	7,358名	
	A種種類株式	1名	
(4) 大株主 (上位10名)			

株 主 名	所有株式数	持株比率
S B Iファイナンシャルサービシーズ株式会社	1,800,000株	13.32%
株 式 会 社 テ ィ ー ケ ー ピ ー	普通株式 1,700,000株 A種種類株式 3,000株 合計 1,703,000株	12.60%
岩 本 博	1,029,900株	7.62%
渋 谷 守 浩	729,300株	5.40%
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	610,000株	4.51%
株 式 会 社 ブ ロ ッ ク ス	600,000株	4.44%
友 弘 栄 司	300,000株	2.22%
株式会社SHIBUTANIホールディングス	250,000株	1.85%
岩 本 眞 弓	180,000株	1.33%
エ ス ク リ 従 業 員 持 株 会	89,482株	0.66%

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (278,065株) を控除して計算しております。
 2. 当社代表取締役社長CEO渋谷守浩の持株数には、日本証券金融株式会社との株式貸借契約書に基づく貸株63,800株を除いて表記しております。

3. 新株予約権の状況

(1) 当事業年度末における当社役員が有する業務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社従業員、子会社役員及び従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2025年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
岩本 博	取締役会長ファウンダー	株式会社ビーロット社外取締役
渋谷 守浩	代表取締役社長CEO	株式会社渋谷代表取締役会長兼社長 SHIBUTANIエステート・パートナーズ株式会社代表取締役会長兼社長 リリカラ株式会社社外取締役
吉瀬 格	取締役 CFO	—
藤原 成裕	取締役執行役員 ブライダル事業本部本部長	—
河野 貴輝	取締役	株式会社ティーケーピー代表取締役社長CEO兼COO
後藤 健	取締役 (監査等委員)	SBIインベストメント株式会社取締役執行役員副社長 SBI地域活性化支援株式会社代表取締役 SBI大学発ベンチャー育成支援株式会社代表取締役
木村 喬	取締役 (監査等委員)	やまと税理士法人代表社員 株式会社ベルウェザー代表取締役 やまと監査法人代表社員 フィンテックグローバル株式会社取締役
角野 里奈	取締役 (監査等委員)	八面六臂株式会社常勤監査役 ニフティライフスタイル株式会社監査役 株式会社リビングプラットフォーム監査役 角野里奈公認会計士事務所所長

- (注) 1. 取締役河野貴輝氏並びに監査等委員である取締役後藤健氏、木村喬氏及び角野里奈氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の3名中3名が社外取締役であり、かつ、独立役員として届出しており、社外取締役としての独立性を重視していること、取締役との活発な意見交換・内部監査部門との連携ができており、必要に応じて監査等委員が取締役会以外の重要な会議に出席できる体制ができており、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 監査等委員である取締役後藤健氏、木村喬氏及び角野里奈氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 監査等委員である取締役角野里奈氏の戸籍上の氏名は岡田里奈であります。
5. 監査等委員である取締役木村喬氏及び角野里奈氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 責任限定契約の内容の概要
当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項及び定款第32条第2項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限

度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

7. 役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲及び内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の全ての取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が当社の役員等としての職務の執行（不作為を含む）に起因して第三者訴訟、株主代表訴訟、会社訴訟等の損害賠償請求がなされたことにより負担することとなる損害や争訟費用等を補填することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的な違法行為を行った役員等自身の損害等は補填対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。保険料は全額当社が負担しています。

(2) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）に関する事項

(i) 決定方針の決定の方法

当社は、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会による審議を行った上で、同委員会の答申を踏まえ、取締役会決議によって決定しております。

(ii) 決定方針の内容の概要

・基本方針

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、原則、固定報酬のみとし、個人別の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

・固定報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の固定報酬は、月毎に固定額を支払う基本報酬のみとする。基本報酬の額は、株主総会で決定された報酬の範囲内で、各取締役の役割、貢献度、グループ業績の評価及び従業員給与の水準等を考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬額については、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会で審議し、同委員会から答申を受けた取締役会が当該答申に基づき決定するものとする。

(iii) 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会も、同委員会の答申内容に基づき、個人別の報酬等の内容が、各取締役の役割、貢献度、グループ業績の評価及び従業員給与の水準等を考慮して決定されていることを確認しているため、当該内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等に関する株主総会決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2021年6月23日開催の定時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役分100百万円以内）と決議されております（使用人分給与は含まない）。監査等委員である取締役の報酬額は、2021年6月23日開催の定時株主総会において、年額25百万円以内と決議されております。なお、当該株主総会決議時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の数は4名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役の数は3名です。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	132,400千円 (3,600千円)	132,400千円 (3,600千円)	— (—)	— (—)	5人 (1人)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	13,200千円 (13,200千円)	13,200千円 (13,200千円)	— (—)	— (—)	3人 (3人)
合 計 （うち社外役員）	145,600千円 (16,800千円)	145,600千円 (16,800千円)	— (—)	— (—)	8人 (4人)

(注) 当社は、使用人兼務取締役の使用人分給与は支給していません。

(3) 社外役員に関する事項
主な活動状況

氏名	取締役会	監査等委員会	活動状況
	出席回数	出席回数	
取締役 河野 貴輝	16回/16回中	—	事業経営に関する豊富な経験や見識に基づき、社会情勢の変化を精緻に把握しながら積極的に発言する等、多角的な視点から、取締役会において適宜、助言、提案等を行っております。
取締役 (監査等委員) 後藤 健	15回/16回中	17回/17回中	培ってきた事業経営の知見・経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するため助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、主に業務監査の状況に関して適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 木村 喬	16回/16回中	17回/17回中	公認会計士及び税理士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するため助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、主に業務監査の状況に関して適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 角野 里奈	16回/16回中	17回/17回中	公認会計士としての専門的見地から、事業内容に関する事項など広範にわたり適宜発言や質問を行っております。また、監査等委員会において、主に業務監査の状況に関して適宜必要な発言を行っております。

- (注) 1. 「取締役の状況」に記載の重要な兼職先と当社との関係について、社外取締役である河野貴輝氏は、株式会社ティーケーピー代表取締役社長CEO兼COOを兼務しています。同社は当社の主要株主であり、当社と同社との間には、それぞれが運営する施設における宴会等に係る送客又は販売委託に関する業務提携、商品の売買、会場利用、宿泊及びレンタル等の取引があります。なお、当社と他の取締役との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社では、原則、取締役に対し事前に議案資料を送付しております。また、やむを得ず欠席することとなった取締役に対しては、都度速やかに議事の内容を報告し、個別に意見の聴取を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46,000千円
上記以外の業務に基づく報酬	—
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46,000千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意をしております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について以下のとおり整備しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努める。また、代表取締役をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令遵守を社内に周知徹底する。
- (2) 取締役会は、「取締役会規程」の定めに従い法令及び定款に定められた事項並びに一定の重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督する。
- (3) 取締役会は、「取締役会規程」、「業務分掌規程」等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、使用人は法令、定款及び定められた規程に従い、業務を執行する。
- (4) 取締役の業務執行が法令、定款及び定められた規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査等委員会による監査を実施する。
- (5) 内部監査を担当する部署を設置し、「内部監査規程」に従って監査を実施する。
- (6) 取締役及び使用人が法令、定款に違反する行為を発見した場合、内部通報規程に従い報告する。
- (7) 必要に応じて外部の専門家を起用し、法令及び定款違反を未然に防止する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に係る規程等に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ適切に保存する。また、取締役は常時これらの書類を閲覧できるようにする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、総務部を中心として様々なリスクに対して、その大小や発生の可能性に応じ、絶えず事前に適切な対応策を準備し、また、「危機管理規程」に従いリスクを最小限にするべく組織的な対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、定時取締役会を月一回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して、議論、審議にあたる。また、重要な経営事項については、代表取締役や業務執行取締役や執行役員等で構成する経営会議で審議、検討及び情報の共有化を図り、経営意思決定の迅速性を高めるとともに、透明性及び効率性の確保に努める。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

子会社の経営については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項については事前に当社取締役会又は経営会議において協議するとともに、経営内容を的確に把握するために報告事項を定め、定期的に報告をする。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理等については、当社の管理担当取締役が統括管理し、リスク管理について定める関連規程に基づき、リスクマネジメントを行う。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社における経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」に基づき当社取締役会で協議し、承認する。また、グループ全体での会議を定期的で開催して業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応及びリスク管理等について意見交換や情報交換を行う。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社は、社会的な要請に応える適法かつ公正な業務に努める体制を構築する。また法令及び定款に適合することを確保するための内部監査については、当社の内部監査を担当する部署が関連規程等に基づき実施するとともに、内部通報制度を整備する。

6. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会より、その職務を補助すべき使用人を求められた場合、当該使用人を置くこととする。

(2) 前号の取締役及び使用人の他の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項

当該使用人の人事については、取締役会と監査等委員会と意見交換を行い決定する。

(3) 第1号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人は、監査等委員である取締役の指示にのみ従い、監査等委員でない取締役又は他の使用人の指揮命令を受けないものとする。

- (4) 当社の監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
当社の監査等委員でない取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合には、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告する。また、内部監査を担当する部署は、内部監査の実施状況及び業務の状況を監査等委員会に報告する。さらに、内部通報があった場合、内部通報制度を担当する部署は内部通報の記録を監査等委員会に報告する。
- (5) 当社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が、監査等委員会に報告をするための体制
当社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は、業務の執行状況及び経営に大きな影響を及ぼす重要課題について、迅速かつ適切に報告を行う。
- (6) 第4号及び第5号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査等委員会へ報告した当社又は子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人に対し、通報又は相談したことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、報告者を保護する。
- (7) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針
当社の監査等委員が職務を執行する上で、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。
- (8) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、取締役会のほか、必要に応じ重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役又は使用人は説明を求められた場合には、監査等委員会に対して詳細に説明することとする。監査等委員は、会計監査人及び管理部署と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認できる体制をとる。

7. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用する。
- (2) 内部監査を担当する部署は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講じる。

8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も断固として排除し、かつ、それらからの要求も断固として拒否する。警察、顧問弁護士等外部の専門機関とも連携を取りつつ、不当要求等に対しては毅然とした姿勢で組織的に対応する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

主な会議の開催状況として、取締役会は16回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が16回出席いたしました。その他、監査等委員会は17回開催いたしました。

監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、積極的な投資による持続的な利益成長と事業規模の拡大が株主共通の利益に資すると考えております。一方で、株主に対する利益還元も重要な経営課題と認識しております。中長期的な利益配分に関しては、将来の利益成長及び事業規模の拡大のための投資を積極的に行うべく、財務基盤の強化のための内部留保の確保を図るとともに、適切な自己資本利益率の維持を考慮し、利益成長に伴う増配及び配当性向の向上を目指していく所存であります。

当連結会計年度につきましては、当期純利益は計上いたしましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で毀損した財務基盤の拡充を図るために発行したA種種類株式の償還に備えることが、現状において最優先課題であるとの考えから、中間配当及び期末配当を無配とさせていただきます。

(注) 本事業報告中の記載金額、数値及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	8,059,042	流 動 負 債	6,619,187
現金及び預金	4,571,546	支払手形及び買掛金	607,595
受取手形	1,115	短期借入金	200,000
売掛金	287,846	1年内返済予定の長期借入金	2,218,488
完成工事未収入金	507,719	未払金	696,689
契約資産	488,088	前受金	13,789
販売用不動産	492,032	未払法人税等	127,408
商品及び製品	308,475	契約負債	1,033,768
原材料及び貯蔵品	59,697	その他	1,721,449
未成工事支出金	158,711	固定負債	8,439,115
リース投資資産	557,575	社債	30,000
その他	648,030	長期借入金	5,581,902
貸倒引当金	△21,795	リース債務	136,555
固 定 資 産	13,270,805	資産除去債務	2,482,215
有形固定資産	4,815,385	その他	208,442
建物及び構築物	3,968,430		
工具、器具及び備品	277,102		
土地	406,265	負 債 合 計	15,058,302
リース資産	138,270	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	8,253	株主資本	6,268,925
その他	17,063	資本金	50,000
無形固定資産	145,268	資本剰余金	4,613,178
のれん	29,460	利益剰余金	1,798,290
その他	115,807	自己株式	△192,543
投資その他の資産	8,310,151	その他の包括利益累計額	2,620
敷金及び保証金	3,518,889	その他有価証券評価差額金	2,620
繰延税金資産	4,514,921		
その他	319,759	純 資 産 合 計	6,271,545
貸倒引当金	△43,418		
資 産 合 計	21,329,848	負 債 純 資 産 合 計	21,329,848

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		26,179,324
売 上 原 価		11,792,976
売 上 総 利 益		14,386,347
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		13,582,827
営 業 外 収 益 差		803,519
為 替 差 益	787	
受 取 保 険 金	9,854	
受 取 成 金 入 金	2,560	
受 取 和 解 金 他	7,700	
営 業 外 費 用 利 息	11,089	31,991
支 払 手 数 料	92,804	
支 払 手 数 料	28,232	
支 払 手 数 料 他	2,396	
支 払 手 数 料 他 益	11,853	135,287
特 別 利 益		700,223
特 別 利 益 資 産 売 却 益	2,269	2,269
特 別 損 失		
特 別 損 失 資 産 売 却 損 失	14,857	
減 損 損 失	255,303	
為 替 換 算 調 整 勘 定 取 崩 損 失	23,699	293,861
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		408,632
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	128,738	
法 人 税 等 調 整 額	△34,124	94,613
当 期 純 利 益		314,018
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		314,018

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	50,000	4,613,178	1,784,272	△192,543	6,254,907
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△300,000		△300,000
親会社株主に帰属する当期純利益			314,018		314,018
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	14,018	—	14,018
当 期 末 残 高	50,000	4,613,178	1,798,290	△192,543	6,268,925

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	2,550	△15,509	△12,958	6,241,948
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△300,000
親会社株主に帰属する当期純利益				314,018
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	69	15,509	15,579	15,579
当 期 変 動 額 合 計	69	15,509	15,579	29,597
当 期 末 残 高	2,620	—	2,620	6,271,545

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

主要な連結子会社の名称

株式会社渋谷

S H I B U T A N I エステート・パートナーズ株式会社

当連結会計年度において連結子会社の愛思禮婚禮股份有限公司は、2024年10月17日付で清算終了したことに伴い連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称等

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②棚卸資産

販売用不動産

個別法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

商品及び製品

個別法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

未成工事支出金

個別法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却しております。

なお、プライダル事業用の定期借地契約による借地上の建物、及び賃貸契約の建物については、耐用年数を定期借地権の残存期間、及び賃貸借期間、残存簿価を零とした定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～35年

工具、器具及び備品 2～20年

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法によっております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係る固定資産は、リース資産として区分せず、有形固定資産に属する各科目に含める方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- ④長期前払費用
定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
収益の計上基準
収益の認識方法 (5 ステップアプローチ)
当社グループは、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日。)を適用しており、以下の 5 ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。
ステップ 1: 顧客との契約を識別する。
ステップ 2: 契約における履行義務を識別する。
ステップ 3: 取引価格を算定する。
ステップ 4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ 5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。
プライダルサービスの提供による収益は、挙式披露宴サービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、挙式施行時に収益を認識しております。
建築サービスの提供による収益は、施工中の物件等を他の顧客又は別の用途に振り向けることができず、完了した作業に対する支払いを受ける強制可能な権利を有します。そのため、工事の進捗によって履行義務が充足されていくものと判断しており、完成までに要する進捗度を合理的に測定できる場合には、原価比例法(期末日における見積総原価に対する累積実際発生原価の割合に応じた金額)で収益を認識しており、合理的に測定できない場合は、発生した原価のうち回収されることが見込まれる費用の金額で収益を認識しております。また、工期がごく短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。
- (5) のれんの償却方法及び償却期間
5 年間の定額法により償却しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過措置及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過措置に従っております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

①繰延税金資産の回収可能性

(1) 連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 4,514,921千円

(2) 見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上しています。

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性についての判断にあたり、会計上の見積りを行っております。

回収が見込まれる金額の算定において、将来の課税所得の見積額(税務上の繰越欠損金控除前)に基づく、税務上の繰越欠損金の控除見込年度及び控除見込額のスケジューリングは、以下の仮定をおいて見積もっております。

当社グループにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けておりましたが、挙式・披露宴のキャンセル数は減少し予定通り挙式が行われるようになり、徐々に受注状況も回復するものと想定しております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが2023年5月8日より5類へと移行されたことで経済活動の本格的な再開が加速し、回復基調にあります。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

②プライダル関連事業に係る資産の減損

(1) 連結計算書類に計上した金額

プライダル関連事業

有形固定資産 3,996,811千円

無形固定資産 143,419千円

(2) 見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、プライダル事業を営むために、内装備品などの資産を保有しています。

このプライダル事業の資産グループについては、当連結会計年度において、「連結損益計算書に関する注記」の注記事項「減損損失の内容」に記載のとおり、使用価値を回収可能価額として、減損損失255,303千円を認識しています。

固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたっては、事業拠点ごとに資産のグルーピングを行い、収益性が著しく低下した資産グループについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

回収可能価額は、使用価値により算定しております。使用価値は各事業拠点の主要な資産の経済的残存使用年数にわたり、経営者によって承認された事業計画を基礎とした割引キャッシュフローモデルにより算定しており、将来キャッシュフローの割引現在価値として算定しております。将来キャッシュフローの算定に際しては、過去の受注及び施行実績の傾向、今後の受注予測件数、施行組単価、割引率、長期成長率等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、事業計画や市場環境の変化により、見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、追加の減損損失を認識する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

- | | |
|---|--------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 13,776,532千円 |
| 2. 当社及び連結子会社（株式会社渋谷）においては、運転資金等の柔軟な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しておりますが、当該契約には一定の財務制限条項が付されております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。 | |
| 当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額 | 1,000,000千円 |
| 借入実行残高 | 200,000千円 |
| 差引額 | 800,000千円 |

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失の内容

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途 種 類	減 損 損 失
ロザンジュイア (東京都港区)	事業用資産	建物及び構築物他 28,197千円
アルマリアン TOKYO (東京都豊島区)	事業用資産	建物及び構築物他 227,105千円

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業拠点毎に資産のグルーピングを行っております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについては減損の兆候を識別しております。減損の兆候を識別した資産グループの内、減損損失の認識が必要と判断した資産グループについては帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は次のとおりであります。

建物及び構築物	243,621千円
工具、器具及び備品	11,682千円
合計	255,303千円

資産グループの回収可能価額については使用価値により測定しており、使用価値については将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額をゼロとして評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普 通 株 式	13,786,500株	—	—	13,786,500株
A 種 種 類 株 式	3,000株	—	—	3,000株
合 計	13,789,500株	—	—	13,789,500株

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額	1 株 当 たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年5月14日 取 締 役 会	A 種 種 類 株 式	150,000千円	50,000.00円	2024年3月31日	2024年7月12日
2024年9月25日 取 締 役 会	A 種 種 類 株 式	150,000千円	50,000.00円	2024年9月30日	2024年10月15日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額	1 株 当 たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年5月15日 取 締 役 会	A 種 種 類 株 式	150,000千円	50,000.00円	2025年3月31日	2025年7月15日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、主にプライダグル事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、リスクヘッジ目的のみに利用し、投機目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び完成工事未収入金並びにリース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては経理部において、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行っております。

敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、経理部において差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、そのほとんどが2ヵ月以内の支払期日であります。

社債、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

これらの営業債務、社債、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰計画を作成、更新することにより、手元流動性の維持を図り、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)リース投資資産	557,575	491,528	△66,047
(2)敷金及び保証金（注1）	3,526,889	3,294,683	△232,205
資産計	4,084,465	3,786,212	△298,252
(1)社債（注2）	90,000	88,899	△1,100
(2)長期借入金（注3）	7,800,390	7,780,396	△19,993
(3)リース債務（注4）	207,854	206,801	△1,053
負債計	8,098,244	8,076,098	△22,146

(注) 1. 1年内回収予定の敷金及び保証金は、敷金及び保証金に含めております。

2. 1年内償還予定の社債は、社債に含めております。

3. 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

4. リース債務は流動負債に計上されるリース債務と固定負債に計上されるリース債務の合計であります。

5. 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「完成工事未収入金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払金」

「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,571,546	—	—	—
受取手形	1,115	—	—	—
売掛金	287,846	—	—	—
完成工事未収入金	507,719	—	—	—
リース投資資産	21,774	88,566	114,099	333,135
敷金及び保証金	550,122	1,564,792	1,226,666	185,308
合計	5,940,123	1,653,359	1,340,766	518,443

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	200,000	—	—	—	—	—
社債	60,000	30,000	—	—	—	—
長期借入金	2,218,488	2,101,806	1,651,270	747,611	429,635	651,580
リース債務	71,299	51,163	45,610	39,781	—	—
合計	2,549,787	2,182,969	1,696,880	787,392	429,635	651,580

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。
 レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
 重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)リース投資資産	—	491,528	—	491,528
(2)敷金及び保証金	—	3,294,683	—	3,294,683
資産計	—	3,786,212	—	3,786,212
(1)社債	—	88,899	—	88,899
(2)長期借入金	—	7,780,396	—	7,780,396
(3)リース債務	—	206,801	—	206,801
負債計	—	8,076,098	—	8,076,098

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

リース投資資産

リース投資資産の時価は、その将来キャッシュ・フローとリスクフリーレートに信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金敷金の返還予定時期ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標の利率を基に割引現在価値法により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金、リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	プライダル関連	建築不動産関連	
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	—	3,296,727	3,296,727
一時点で移転される財又はサービス	20,748,817	1,860,714	22,609,531
顧客との契約から生じる収益	20,748,817	5,157,441	25,906,258
その他の収益	201,231	71,833	273,065
外部顧客への売上高	20,950,048	5,229,275	26,179,324

(注) 契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一時点で移転される財又はサービスの金額を含めて記載しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)、4. 会計方針に関する事項、(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	380,966	796,681
契約資産	796,203	488,088
契約負債	1,737,767	1,033,768

契約資産は、工事契約において、期末日時点で収益を認識した未請求の工事契約に係る対価に対する権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、プライダル契約において施行前に受領した手付金、半金、残金、及び工事契約において、契約条件により受領した前受金等について、履行義務が未充足の部分に係るものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,669,254千円であります。また、当連結会計年度において、契約資産が308,114千円

減少した主な理由は、工事の進捗及び新規受注による増加及び工事完成による減少であり、これによりそれぞれ、488,088千円増加し、796,203千円減少しております。また、当連結会計年度において、契約負債が703,999千円減少した主な理由は、プライダルサービスの受注残の増加及び挙式・披露宴サービスの提供による減少であり、これによりそれぞれ、19,045,105千円増加し、19,749,105千円減少しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度末
1年以内	1,669,733
1年超	—
合計	1,669,733

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 231円08銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 1円04銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

1. ラオックスホールディングス株式会社との資本業務提携契約締結

(1)資本業務提携の目的及び理由

当社グループは、施設のスタイルにこだわらず、東京23区及び政令指定都市を中心とした利便性の高い場所で挙式披露宴施設を展開しております。また店舗・オフィスの設計施工、オーダメイドの建築用コンテナの企画・販売・施工、世界各地の建材・古材の販売など建築不動産に関するソリューションを提供しております。

他方で、ラオックスホールディングス株式会社は「豊かで多様なライフスタイル“グローバルライフスタイル”の提案とその進化・創造の支援」を企業方針とし、国内・国外を問わず多様なお客様に対して、リテールビジネスを中心とした様々な価値ある商品やサービスをお届けする事業を展開しております。

当社は資本コストや株価を意識した経営の実現にあたり、現状を踏まえて、収益力の向上が課題と考えております。収益力の向上にあたり「ブライダル事業の売上増加」、「ブライダル以外の事業の売上増加」、「株式会社ティーケーピーとの連携強化」を掲げております。「ブライダル以外の事業の売上増加」に取り組むにあたり、インバウンド集客、ギフトソリューション事業に強みを有するラオックスホールディングス株式会社と、本資本業務提携を通じ連携することで、協業によるシナジーを発揮し両社の企業価値向上を図るべく本資本業務提携契約を締結することといたしました。

(2)契約の相手会社の名称

名称：ラオックスホールディングス株式会社
所在地：東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
代表者の役職・氏名：代表取締役社長COO 矢野 輝治
資本金（2024年12月31日時点）：1億円

(3)締結の時期

2025年5月23日

(4)契約の内容

①業務提携の内容

当社の宴会・ウエディングサービスにおけるインバウンド集客フローの構築、当社の施設の稼働率の向上に向けた施策の共同企画及び実施、当社におけるラオックスグループのウエディングギフト等の商品の取り扱い、当社及びラオックスホールディングス株式会社のECサイトの相互連携販売

②資本提携の内容

当社普通株式780,000株をラオックスホールディングス株式会社が引受

(5)契約の締結が営業活動等へ及ぼす重要な影響

当社とラオックスホールディングス株式会社は、本資本業務提携により、相互関係を構築・強化するための取り組みを行ってまいります。その結果、中長期的な企業価値向上に資するものと判断しておりますが、2026年3月期の業績に与える影響は現在精査中であり、今後公表すべき影響等が判明した場合は、速やかにお知らせいたします。

(6)その他重要な事項があればその内容

該当事項はありません。

2. SBIホールディングス株式会社との資本業務提携契約終了

(1)資本業務提携終了の理由

当社とSBIファイナンシャルサービス株式会社の親会社であるSBIホールディングス株式会社との間の2020年7月15日付資本業務提携契約書（以下「SBI契約」）に基づく資本業務提携（以下「SBI資本業務提携」）はSBIファイナンシャルサービス株式会社が保有する当社普通株式の全部を譲渡（約定日：2025年5月23日、受渡日：2025年5月27日）したことにより、SBI契約の有効期間に関する定め（SBIホールディングス株式会社並びにその子会社及び持分法適用

子会社（以下「SBIグループ」）による当社普通株式の保有がなくなった場合にSBI資本業務提携が終了）に従い終了いたします。

(2) 契約の相手会社の名称

名称：SBIホールディングス株式会社

所在地：東京都港区六本木一丁目6番1号

代表者の役職・氏名：代表取締役 会長 兼 社長 北尾 吉孝

資本金（2024年9月30日時点）：1,814億円6,900万円

(3) 解除の時期

2025年5月27日

(4) 契約の内容

① 業務提携の内容

CRM施策における連携、ALAの販売における連携、M&A戦略における連携

② 資本提携の内容

当社が第三者割当増資により発行した当社普通株式1,800,000株をSBIファイナンシャルサービシーズが引受

(5) 契約の解除が営業活動等へ及ぼす重要な影響

資本業務提携契約の終了による当社連結業績への影響は軽微であります。なお、新郎新婦様に安心して結婚式を迎えていただくにあたりSBIグループのSBIリスタ少額短期保険株式会社と当社が共同で開発した結婚式総合補償保険については、引き続き取り扱いを行っていくなど、SBI資本業務提携は終了いたしますが、引き続きSBIグループとは良好な関係を維持してまいります。

(6) その他重要な事項があればその内容

該当事項はありません。

(追加情報)

(財務制限条項)

(1) 長期借入金のうち100,000千円（2020年3月31日付金銭消費貸借契約）には、下記の財務制限条項が付されております。

① 各事業年度の末日において、損益計算書における経常損益を2期連続で損失としないこと。

② 各事業年度の末日において、貸借対照表における純資産の金額を、直前期末の貸借対照表における純資産の金額の75%以上に維持すること。

(2) 長期借入金のうち2,277,600千円（2023年6月30日付シジケートローン契約）には、下記の財務制限条項が付されております。

① 2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2023年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直前の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

② 2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益を損失としないこと。

③ 2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2億円以上とすること。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,217,956	流 動 負 債	4,880,577
現金及び預金	3,333,453	買掛金	557,971
売掛金	264,436	1年内返済予定の長期借入金	1,827,828
原材料及び貯蔵品	96,568	リース債務	71,299
前払費用	421,694	未払金	686,069
その他の	117,344	未払費用	542,506
貸倒引当金	△15,541	未払法人税等	24,029
固 定 資 産	13,658,966	未払消費税等	52,786
有形固定資産	4,074,041	前受金	13,789
建物	3,488,209	契約負債	939,597
構築物	171,219	預り金	74,145
工具、器具及び備品	271,880	その他	90,554
リース資産	142,732	固 定 負 債	7,443,592
無形固定資産	143,419	社債	30,000
ソフトウェア	88,974	長期借入金	4,741,305
のれん	29,460	リース債務	128,777
その他	24,984	資産除去債務	2,431,013
投資その他の資産	9,441,505	その他	112,496
繰延税金資産	4,477,743	負 債 合 計	12,324,170
その他の	62,635	純 資 産 の 部	
貸倒引当金	△17,135	株主資本	5,552,752
		資本金	50,000
		資本剰余金	4,613,178
		資本準備金	50,000
		その他資本剰余金	4,563,178
		利益剰余金	1,082,117
		その他利益剰余金	1,082,117
		繰越利益剰余金	1,082,117
		自己株式	△192,543
		純 資 産 合 計	5,552,752
資 産 合 計	17,876,923	負 債 純 資 産 合 計	17,876,923

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		20,989,648
売上原価		7,467,545
売上総利益		13,522,103
販売費及び一般管理費		13,064,571
営業利益		457,532
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	2,074	
敷金及び保証金清算益	2,100	
受取保険金	8,397	
その他	3,600	16,172
営業外費用		
支払利息	82,972	
支払手数料	28,232	
金融手数料	2,396	
その他	9,202	122,804
経常利益		350,900
特別利益		
固定資産売却益	1,087	1,087
特別損失		
固定資産売却損失	14,857	
減損損失	262,541	277,398
税引前当期純利益		74,589
法人税、住民税及び事業税	24,301	
法人税等調整額	△60,697	△36,396
当期純利益		110,985

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	50,000	50,000	4,563,178	4,613,178	1,271,132	1,271,132
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△300,000	△300,000
当 期 純 利 益					110,985	110,985
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△189,014	△189,014
当 期 末 残 高	50,000	50,000	4,563,178	4,613,178	1,082,117	1,082,117

	株 主 資 本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	△192,543	5,741,767	5,741,767
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		△300,000	△300,000
当 期 純 利 益		110,985	110,985
当 期 変 動 額 合 計	—	△189,014	△189,014
当 期 末 残 高	△192,543	5,552,752	5,552,752

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却しております。

なお、プライダル事業用の定期借地権契約による借地上的建物、及び賃貸借契約の建物については、耐用年数を定期借地権の残存期間、及び賃貸借期間、残存価額を零とした定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～30年
構築物	6年～20年
工具、器具及び備品	2年～20年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係る固定資産は、リース資産として区分せず、有形固定資産に属する各科目に含める方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

収益の計上基準

収益の認識方法 (5ステップアプローチ)

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日。)を適用しており、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

プライダルサービスの提供による収益は、挙式披露宴サービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、挙式施行

時に収益を認識しております。

6. のれんの償却方法及び償却期間
5年間の定額法により償却しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

(会計上の見積りに関する注記)

①繰延税金資産の回収可能性

(1) 計算書類に計上した金額

繰延税金資産 4,477,743千円

(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結計算書類「注記事項(会計上の見積りに関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

②プライダル関連事業に係る資産の減損

(1) 計算書類に計上した金額

減損損失 262,541千円

有形固定資産 4,074,041千円

無形固定資産 143,419千円

(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結計算書類「注記事項(会計上の見積りに関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|---|--------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 13,278,510千円 |
| 2. 当社は運転資金等の柔軟な調達を行うため、金融機関とコミットメントライン契約を締結しておりますが、当該契約には一定の財務制限条項が付されております。なお、当事業年度末のコミットメントライン契約による借入未実行残高は以下のとおりであります。 | |
| コミットメントライン契約の総額 | 200,000千円 |
| 借入実行残高 | 一千円 |
| 差引額 | 200,000千円 |
| 3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務 | |
| 関係会社に対する短期金銭債権 | 4,335千円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 29,698千円 |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引

売上高 39,600千円

売上原価 206,110千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)
自己株式の種類及び株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	278,065株	—	—	278,065株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（固定）

減価償却超過額	1,570,435千円
未払賞与	61,970千円
未払事業所税	15,012千円
資産除去債務	861,307千円
税務上の繰越欠損金	1,897,424千円
リース債務	68,264千円
貸倒引当金	11,446千円
建物無償譲受	173,866千円
その他	62,685千円
小計	4,722,414千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△10,431千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—
小計	△10,431千円
繰延税金資産（固定）計	4,711,982千円

繰延税金負債（固定）

資産除去債務	184,085千円
リース資産	48,383千円
その他	1,770千円
繰延税金負債（固定）計	234,238千円
繰延税金資産（固定）の純額	4,477,743千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	34.59%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	16.01%
評価性引当額の増減額	△21.01%
住民税均等割	32.22%
税率変更差異	△115.04%
その他	4.50%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△48.74%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

税法の改正に伴い、翌事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.59%から35.43%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産が86,041千円減少し、法人税等調整額が86,041千円増加しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

属 性	会 社 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社 (当該会社の子会社を含む)	株式会社 ティーケーピー	(被所有) 直接 12.60%	当社主要株主	送客手数料	28,216千円	—	—
				ワインの販売	7,539千円	売掛金	43千円
				宴会仕入	8,853千円	買掛金	430千円
				研修関連費用	37,436千円	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 177円87銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 13円99銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

1. ラオックスホールディングス株式会社との資本業務提携契約締結

(1)資本業務提携の目的及び理由

当社グループは、施設のスタイルにこだわらず、東京23区及び政令指定都市を中心とした利便性の高い場所で挙式披露宴施設を展開しております。また店舗・オフィスの設計施工、オーダーメイドの建築用コンテナの企画・販売・施工、世界各地の建材・古材の販売など建築不動産に関するソリューションを提供しております。

他方で、ラオックスホールディングス株式会社は「豊かで多様なライフスタイル“グローバルライフスタイル”の提案とその進化・創造の支援」を企業方針とし、国内・国外を問わず多様なお客様に対して、リテールビジネスを中心とした様々な価値ある商品やサービスをお届けする事業を展開しております。

当社は資本コストや株価を意識した経営の実現にあたり、現状を踏まえて、収益力の向上が課題と考えております。収益力の向上にあたり「プライダル事業の売上増加」、「プライダル以外の事業の売上増加」、「株式会社ティーケーピーとの連携強

化)を掲げております。「プライダグ以外の事業の売上増加」に取り組むにあたり、インバウンド集客、ギフトソリューション事業に強みを有するラオックスホールディングス株式会社と、本資本業務提携を通じ連携することで、協業によるシナジーを発揮し両社の企業価値向上を図るべく本資本業務提携契約を締結することといたしました。

(2)契約の相手会社の名称

名称：ラオックスホールディングス株式会社
所在地：東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
代表者の役職・氏名：代表取締役社長COO 矢野 輝治
資本金(2024年12月31日時点)：1億円

(3)締結の時期

2025年5月23日

(4)契約の内容

①業務提携の内容

当社の宴会・ウエディングサービスにおけるインバウンド集客フローの構築、当社の施設の稼働率の向上に向けた施策の共同企画及び実施、当社におけるラオックスグループのウエディングギフト等の商品の取り扱い、当社及びラオックスホールディングス株式会社のECサイトの相互連携販売

②資本提携の内容

当社普通株式780,000株をラオックスホールディングス株式会社が引受

(5)契約の締結が営業活動等へ及ぼす重要な影響

当社とラオックスホールディングス株式会社は、本資本業務提携により、相互関係を構築・強化するための取り組みを行ってまいります。その結果、中長期的な企業価値向上に資するものと判断しておりますが、2026年3月期の業績に与える影響は現在精査中であり、今後公表すべき影響等が判明した場合は、速やかにお知らせいたします。

(6)その他重要な事項があればその内容

該当事項はありません。

2. SBIホールディングス株式会社との資本業務提携契約終了

(1)資本業務提携終了の理由

当社とSBIファイナンシャルサービスズ株式会社の親会社であるSBIホールディングス株式会社との間の2020年7月15日付資本業務提携契約書(以下「SBI契約」)に基づく資本業務提携(以下「SBI資本業務提携」)はSBIファイナンシャルサービスズ株式会社が保有する当社普通株式の全部を譲渡(約定日：2025年5月23日、受渡日：2025年5月27日)したことにより、SBI契約の有効期間に関する定め(SBIホールディングス株式会社並びにその子会社及び持分法適用子会社(以下「SBIグループ」)による当社普通株式の保有がなくなった場合にSBI資本業務提携が終了)に従い終了いたします。

(2)契約の相手会社の名称

名称：SBIホールディングス株式会社
所在地：東京都港区六本木一丁目6番1号
代表者の役職・氏名：代表取締役会長兼社長 北尾 吉孝
資本金(2024年9月30日時点)：1,814億円6,900万円

(3)解除の時期

2025年5月27日

(4)契約の内容

①業務提携の内容

CRM施策における連携、ALAの販売における連携、M&A戦略における連携

②資本提携の内容

当社が第三者割当増資により発行した当社普通株式1,800,000株をSBIファイナンシャルサービスズが引受

(5)契約の解除が営業活動等へ及ぼす重要な影響

資本業務提携契約の終了による当社連結業績への影響は軽微であります。なお、新郎新婦様に安心して結婚式を迎えていただくにあたりSBIグループのSBIリスタ少額短期保険株式会社と当社が共同で開発した結婚式総合補償保険については、引き続き取り扱いを行っていくなど、SBI資本業務提携は終了いたしますが、引き続きSBIグループとは良好な関係を維持してまいります。

(6)その他重要な事項があればその内容

該当事項はありません。

(追加情報)

(財務制限条項)

(1) 長期借入金のうち100,000千円(2020年3月31日付金銭消費貸借契約)には、下記の財務制限条項が付されております。

① 各事業年度の末日において、損益計算書における経常損益を2期連続で損失としないこと。

② 各事業年度の末日において、貸借対照表における純資産の金額を、直前期末の貸借対照表における純資産の金額の75%以上に維持すること。

(2) 長期借入金のうち2,277,600千円(2023年6月30日付シンジケートローン契約)には、下記の財務制限条項が付されております。

① 2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2023年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

② 2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益を損失としないこと。

③ 2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2億円以上とすること。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社 エスクリ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 早稲田 宏
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 萬 政広
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エスクリの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスクリ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・ 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社 エスクリ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 早稲田 宏
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 萬 政 広
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスクリの2024年4月1日から2025年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

株式会社エスクリ 監査等委員会

監査等委員 角野 里奈 ㊞

監査等委員 後藤 健 ㊞

監査等委員 木村 喬 ㊞

(注) 監査等委員角野里奈、後藤健および木村喬は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上